

## 第 28 回延岡市農業委員会会議録

(令和 4 年 10 月 28 日)



## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 169 号 農地法第3条 所有権の移転について  
 議案 第 170 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)  
 議案 第 171 号 農地法第5条の許可申請について  
 議案 第 172 号 非農地証明願いについて

- 報告 第 108 号 農地法第4条の届出について  
 報告 第 109 号 農地法第5条の届出について  
 報告 第 110 号 農地法第18条第6項の通知について  
 報告 第 111 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第 38 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農 政 係 長	松 田 真 寿 代
農 地 係 主 査	甲 斐 正 紀	農 政 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第 28 回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 2 番 井本みつよ委員と委員番号 19 番 佐藤純子委員のお二人をお願いしたいと思います。  本日の予定ですが、議案第 169 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてから議案第 172 号 非農地証明願いについてまでの議案 4 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっています。議案書の確認をお願い致します。  なお、総会終了後に研修会としまして、農業経営基盤強化促進法等改正の概要について、九州農政局 宮崎県拠点の方から説明がありますのでよろしくお願い致します。  それでは、議案第 169 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案致します。整理番号 1 番および 2 番について、委員番号 4 番 牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧野委員	委員番号 4 番 牧野です。整理番号 1 番および 2 番について説明致します。整理番号 1 番は所在が小野町、田 1 筆で面積は 1,018 ㎡です。譲渡人は平原町在住、譲受人は惣領町在住の方です。10 月 25 日に私と譲受人の方と甲斐(秀)推進委員の 3 名で現地調査を行いました。譲受人の状況は 3,533 ㎡で、労力人は 3 人です。申請地は沖田地区ほ場整備事業地区内の農地の交換になっており、両方の土地とも水田として耕作しており、地域との調和要件は何ら問題無いと思われます。  次に整理番号 2 番について説明致します。農地の所在は下三輪町、地目は田、面積は 425 ㎡です。譲渡人、譲受人とも下三輪町在住の方です。10 月 25 日に私と甲斐(秀)推進委員と譲受人の 3 人で現地調査を行いました。申請地には水稻が作付けされておりました。譲受人の方は下三輪で大々的に請負や水稻栽培をしており、状況は 12,296.11 ㎡です。理由は経営規模拡大です。地域との調和要件も何ら問題無いと判断致しましたので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号 3 番について、委員番号 7 番 松田純二委員より説明をお願い致します。
松田(純)委員	委員番号 7 番 松田です。整理番号 3 番について説明致します。農地の所在は夏田町と尾崎町の田、それぞれ 1 筆、合計面積は 1,559 ㎡です。譲渡人は尾崎町在住、譲受人は桜ヶ丘在住の方です。譲受人の状況は 3,199 ㎡でそのうちの 1,500 ㎡がハウスです。労力人は 2 人です。理由は経営規模拡大です。譲渡人は高齢のため、申請地の 2 筆は小作で田を耕作してもらっているとのこと。譲受人が隣接地を耕作しており、譲渡人はこの農地を処分したいとのことで申請となりました。理由は経営規模拡大です。  10 月 21 日、私、遠田推進委員、譲受人の 3 人で現地調査を行いました。購入した田にハウスを建ててキュウリを栽培するとのこと。地域との調和要件は特に問題ありません。譲受

<p>議 長</p>	<p>人は農業に対する経験、意欲は十分で、特に問題無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号4番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。</p>
<p>高 橋 委 員</p>	<p>委員番号9番 高橋です。整理番号4番について説明致します。農地の所在は片田町、田1筆で面積は 994 m<sup>2</sup>です。譲渡人は惣領町在住、譲受人は平原町在住の方です。理由は沖田地区ほ場整備事業地区内の交換ということです。</p> <p>10月22日に譲受人、甲斐(安)推進委員、私の3人で現地調査を行いました。田は水稻を作っており、もう刈取りも終わったところで、十分管理されておりました。地域との調和要件も問題無く、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に整理番号5番について、委員番号 15 番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p>
<p>菊 池 委 員</p>	<p>委員番号 15 番 菊池です。整理番号5番について説明致します。農地の所在は北方町笠下、畑4筆、田3筆で合計面積は 4,860 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人共に北方町笠下在住、譲渡人が兄、譲受人が妹のきょうだいの関係で、同居しています。理由は贈与です。譲渡人の子供が数年前に亡くなり、跡を継ぐ者がいないから妹に譲るといことです。</p> <p>10月26日、甲斐(正)推進委員、譲渡人、私の3人で現地調査を行いました。それぞれ十分管理されており、何ら問題無いと判断致しました。調和要件も問題無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。それでは事務局より説明いたします。</p> <p>別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>はい。矢野委員。</p>
<p>矢 野 委 員</p>	<p>11 番 矢野です。整理番号1番と4番の交換の件についてお伺い致します。1番の譲渡人が 1,018 m<sup>2</sup>を譲渡して4番で 994 m<sup>2</sup>を譲り受けると、面積が 24 m<sup>2</sup>少なくなり、現況が 3,011 m<sup>2</sup>なので、交換後は 3,000 m<sup>2</sup>未満になりますが、交換の場合は三反要件を考えなくていいのですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からお願いします</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。交換のタイミングはどちらが先ということではなく、同時に交換と判断します。交換する時点では 3,000 m<sup>2</sup>超で、交換後に 3,000 m<sup>2</sup>未満になると判断します。交換前には三反</p>

	要件を満たしていると判断致したところです。
矢野委員	わかりました。ありがとうございます。
議長	他に何かありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして議案第170号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。今回1件ですが、貸人と農地の所在3筆については議案書に記載のとおりで、借人は公益社団法人宮崎県農業振興公社です。契約内容につきましては、10年間の賃借権となっています。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして、議案第171号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号1番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田(宗)委員	委員番号3番 松田です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は舞野町、田4筆で合計面積は914㎡です。譲渡人は平田町在住と舞野町在住の2人で、それぞれ田2筆ずつの譲渡です。譲受人は舞野町にある建設機械のリース・販売の会社です。
	10月24日に私と松田(成)推進委員、県担当者、事務局から2名で現地調査を行いました。

<p>議 長</p>	<p>た。申請地は20年以上、耕作放棄地で、現地では田畑の形はほとんどわからず草ぼうぼうでした。譲受人が申請地を埋め立てをして機械、ダンプ等を置きたいということでした。国道218号線と申請地の間に水路が流れています。以前に譲受人が地図上の手前の土地を購入していますが、水路に影響がでないようにきれいに埋め立てができております。今回も水路に影響がないようにきちんと埋め立てると判断致しました。以上です。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>次に、整理番号2番について、委員番号15番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号15番 菊池です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は北方町曾木、田3筆で面積は計1,095㎡です。譲渡人は北方町角田在住の方2人です。譲受人は北方町曾木の土木業の有限会社です。理由は残土置場ということです。</p> <p>10月24日に、私、甲斐(正)推進委員、県担当者、事務局2人で現地調査を行いました。この会社は土木業をしていて常々残土置場を必要としているところに、幸い事務所の近くに譲ってくれる土地があったということです。申請地の南側に道路があり、申請地とほぼ同じ高さなので、雨が降って残土が流れ出たはいけないから擁壁を作るということです。特に問題無いと思われま。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号3番について、横山博章農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
<p>横山推進委員</p>	<p>推進委員の横山です。整理番号3番について説明致します。農地の所在は方財町、畑1筆で面積は250㎡です。譲渡人は愛知県在住、譲受人は浜砂在住の方です。</p> <p>10月24日に片伯部委員、事務局、譲受人の代理人、私とで現地調査を行いました。地図を見てもらうとわかる通り、畑の周りには全て住宅で農地はありませんでした。住宅地の中の畑ということです。所有者も愛知県在住の方で、もうほとんど草ぼうぼうの状態でした。周りに農地もありませんし、地域との調和要件については何も問題無いと思われま。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>まず、整理番号1番につきましては、申請地の300m以内にインターチェンジが存在する第3種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、申請地周辺は山林と宅地に分断された、生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、既に残土置場に転用済みとなっている追認申請で始末書なども提出されており、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号3番につきましては、申請地周辺は住宅地に囲まれた生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>

議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。  続きまして、議案第172号 非農地証明願いについて提案致します。 整理番号1番および2番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。
高橋委員		委員番号9番 高橋です。整理番号1番および2番について説明致します。まず1番について説明致します。農地の所在は赤水町、畑2筆で合計面積は1,020㎡です。申請人は北川町長井在住、理由は10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。  10月23日、申請人、高橋(利)推進委員、甲斐(安)推進委員、私と4名で現地調査を行いました。所在は赤水町の日高さんのぶり御殿の近くから15分くらい山に登った中腹です。本当に細い道があり、こんなところに畑があったのかとびっくりしました。現況は山林化しており、農地に戻すことは到底無理な土地で、非農地として判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。  続きまして、整理番号2番について説明致します。農地の所在は妙見町、畑2筆で合計面積は598㎡です。申請人は土々呂町在住、理由は10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。  10月23日、申請人、高橋(利)推進委員、甲斐(安)推進委員、私の4名で現地調査を行いました。土々呂町から妙見橋を渡ってすぐに右折する道は車での通行ができないということで、湾内を15分くらい歩いて行ったところになります。車が通行できる道路が無いため作付けができず山林化していく状況でした。到底、農地に戻すことはできないので非農地判断を致しました。整理番号1および2番の皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。  以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。



事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。</p> <p>はじめに報告第 108 号、農地法第4条の届出について説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっています。議案書に記載しておりますが、2件の届出があり、田が1筆の 265 m<sup>2</sup>、畑が1筆の 182 m<sup>2</sup>、合計 447 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に報告第 109 号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>議案書に記載の7件の届出があり、田が7筆の 2,112 m<sup>2</sup>、畑が3筆の 375 m<sup>2</sup>、合計 10 筆の 2,487 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 110 号、農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書に記載の1件の届出があり、田が4筆の 3,863 m<sup>2</sup>の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 111 号、農地法第3条の3第1項の届出について説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>議案書をご覧ください。今回4件の届出があり、田が4筆の 1,899 m<sup>2</sup>、畑が2筆の 1,404 m<sup>2</sup>、合計6筆の 3,303 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>内容につきましては、議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長 委員	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>ありません。</p>
議長	<p>無いようなので、次に協議第 38 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、農用地利用配分計画(案)について説明致します。</p> <p>こちらは、先程議案第 170 号で決定した中間管理権の設定分と耕作者変更についての配分計画となります。</p> <p>整理番号1番から3番までが個別案件での計画となっております。</p> <p>次に、整理番号4番から 10 番までが沖田第一地区での耕作者変更となっております。</p> <p>次に、整理番号 11 番から整理番号 14 番までが追内地区での耕作者変更となっております。</p> <p>今回の配分計画では、5人の出し手から計 14 筆、13,094 m<sup>2</sup>の農地を、個人5人、1法人に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 委員	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>ありません。</p>
議長	<p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p>

	次に「その他」ですが、何かございませんか。 はい。安藤委員。
安藤委員	10番、安藤です。研修を開催しようかという話があると聞いていたのですが、もうすぐ11月になります。近々研修の予定はあるのでしょうか。わかれば教えてください。
議長	視察研修の件ですね。昨年の検討委員会は11月予定でしたが、コロナ感染者が多くなり中止となりました。出来たら計画してもらいたいですね。事務局の方はいかがですか。
事務局	研修の件は予算等確認した上で、予算が確保されていれば、あらためて皆様にお諮りして計画するか否かの判断をして次回の総会で何らかの返答をしたいと思います。よろしくお願い致します。
議長	はい。松田(宗)委員。
松田(宗)委員	3番 松田です。10月25日に県の総合庁舎で人・農地プランのファシリテーション研修がありました。農業委員会からも他の市町村の行政からもたくさん出席されました。受講して思ったのですが、各地区の人・農地プランの役員さんたちを集めて市の方でこういう研修をした方がいいのではないかと思います。ご検討をよろしくお願いいたします。
事務局	ご参加ありがとうございました。先日は松田(純)委員、酒井推進委員、横山推進委員もご参加くださいました。今回の研修は招集対象範囲が農業委員と推進委員が最優先でそこに市町村の職員が加わるという形でした。確かに人・農地プランの時は地元主体で出来たら地域の中心的人方が協議を先導して進めて頂きたいというのはあります。なかなか意見が出なくて協議が停滞するような状況もありますが、そういう場合には農業委員、推進委員の方から地域の実状も話して意見が出るようなフォローもして頂く、ファシリテーター的な進行もして頂けたらという願いはあります。松田委員がおっしゃられたような地域の方を中心にした研修については振興局に話をしてみたいと思います。可能性があればその際はまたご案内させて頂きたいと思います。
議長	よろしいでしょうか。 他にありませんか。
事務局	無いようですので、事務局からの連絡事項に入りたいと思います。事務局、お願いします。 では、事務局より連絡事項についてお願い致します。  (事務局より説明)  以上を持ちまして第28回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

2番 井本みよ

19番 佐藤 純子

